

広島県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町乃美尾字ナマツ原一〇三六七の八、一〇三六七の一二、一〇三六七の一

三、一〇三六七の一五から一〇三六七の一七まで、一〇三六七の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅